

キイトルーダ®による治療を受けている患者さんへ

高額療養費制度 について

— 2026年2月改訂版 —



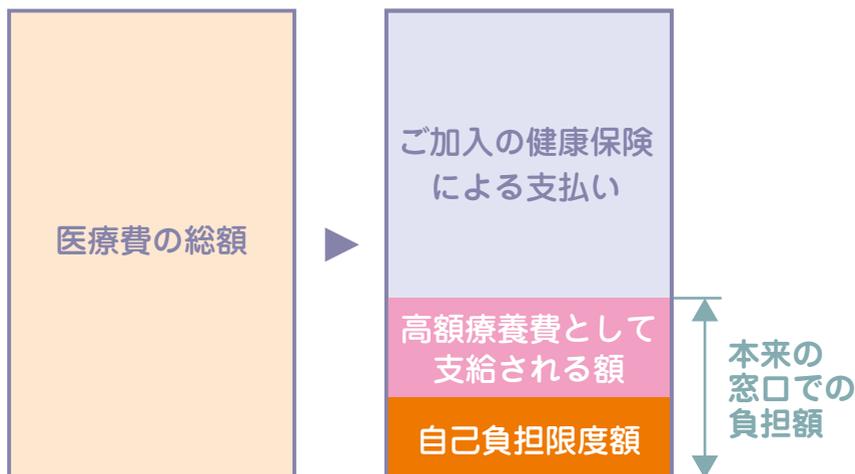
利用方法が不明の場合は、
ご加入の健康保険の保険者にお問い合わせください。

本冊子の内容は、2026年2月時点の制度に基づいています。

高額療養費制度とは

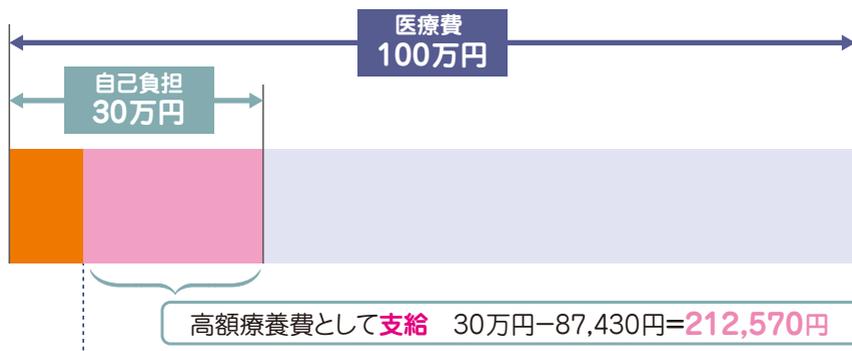
高額な医療費による負担を軽くするため、医療機関や薬局の窓口でご自身が支払う医療費が定められた上限額（自己負担限度額）を超えた場合、その超えた分の支給を受けられる制度です。

※入院中の食事代や差額ベッド代、先進医療にかかる費用など、保険診療以外の費用は対象外です。



■高額療養費制度の例

例：70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合（3割負担：医療費100万円の場合）



自己負担の上限額 $80,100円 + (100万円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$

●212,570円が高額療養費として支給され、実際の自己負担額は87,430円となります。

高額療養費制度の適用を受けるには

以下いずれかの方法により、医療機関の窓口で支払う医療費が、高額療養費の自己負担限度額内に収まります。

※以下いずれの方法でも対応できない場合には、医療機関窓口で通常の自己負担分を支払い、後日、ご加入の健康保険の保険者に対し、払い戻し申請を行ってください。

詳しくは、p.4の「払い戻し申請が必要な場合」をご参照ください。

「マイナ保険証」をお持ちの方

マイナ保険証を医療機関の窓口で提示してください。窓口で支払う医療費が、自動的に自己負担限度額内に収まります。

「マイナ保険証」をお持ちでない方

ご加入の健康保険（健康保険組合など）の保険者に、以下のいずれかの発行を依頼してください。

発行されましたら、医療機関の窓口で提示してください。

- 限度額の適用区分の記載がある「資格確認書」
- 「限度額適用認定証」
（住民税非課税の方の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）

払い戻し申請が必要な場合

すでに支払った高額な医療費がある場合など（以下）には、ご加入の健康保険組合などに高額療養費の支給を申請することで、自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けることができます。

| | |
|---|---|
| 1 | マイナ保険証などを提示せずに、医療機関窓口で自己負担限度額を超える医療費を支払った場合 |
| 2 | 世帯合算*1が適用になる場合 |
| 3 | 医療機関等で、多数回該当*1の適用が確認できなかった場合 |

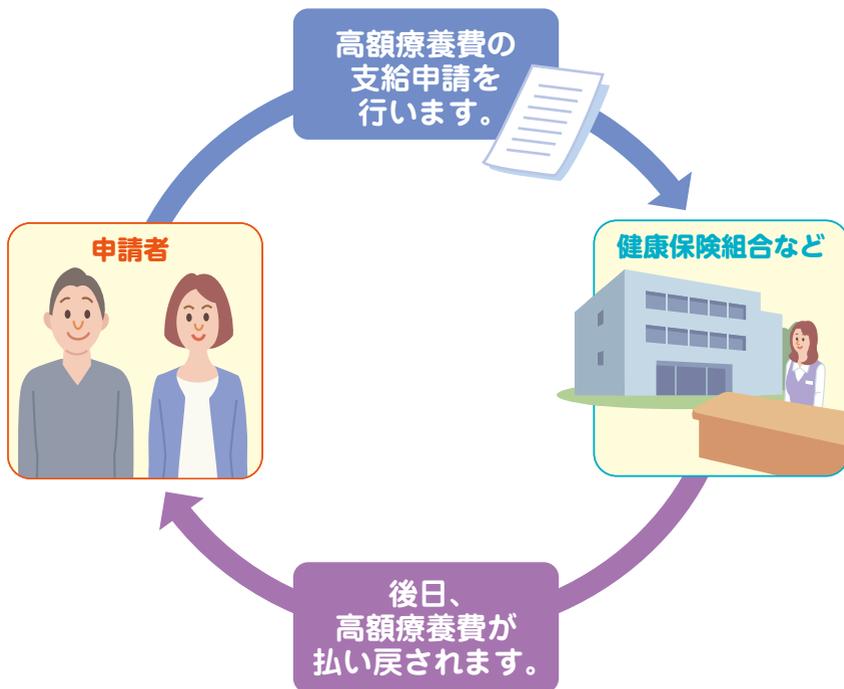
※ 払い戻し申請の期限は、診療を受けた月の翌月から2年です。

※ 払い戻し申請には医療費の領収書が必要となる場合がありますので、必ず保管してください。

※ 払い戻しまでには、受診した月から少なくとも3ヵ月程度かかります。

※ ご加入の健康保険組合によっては、高額療養費の払い戻しは自動的に行われ、申請が不要な場合があります。

*1 p.6・7の「さらに負担が軽減されるしくみ」をご参照ください。



●申請先一覧

| ご加入の健康保険 | 申請・問い合わせ先 |
|----------------------|-------------------|
| 健康保険組合 (組合管掌健康保険) | 健康保険組合・担当窓口 |
| 協会けんぽ (全国健康保険協会) | 全国健康保険協会・各都道府県支部 |
| 国民健康保険 | 市区町村、各種国民健康保険組合 |
| 船員保険 | 全国健康保険協会・船員保険部 |
| 共済組合 | 各共済組合担当窓口 |
| 後期高齢者医療制度 | 都道府県後期高齢者医療広域連合窓口 |

※詳しくは、ご加入の健康保険の保険者にお問い合わせください。

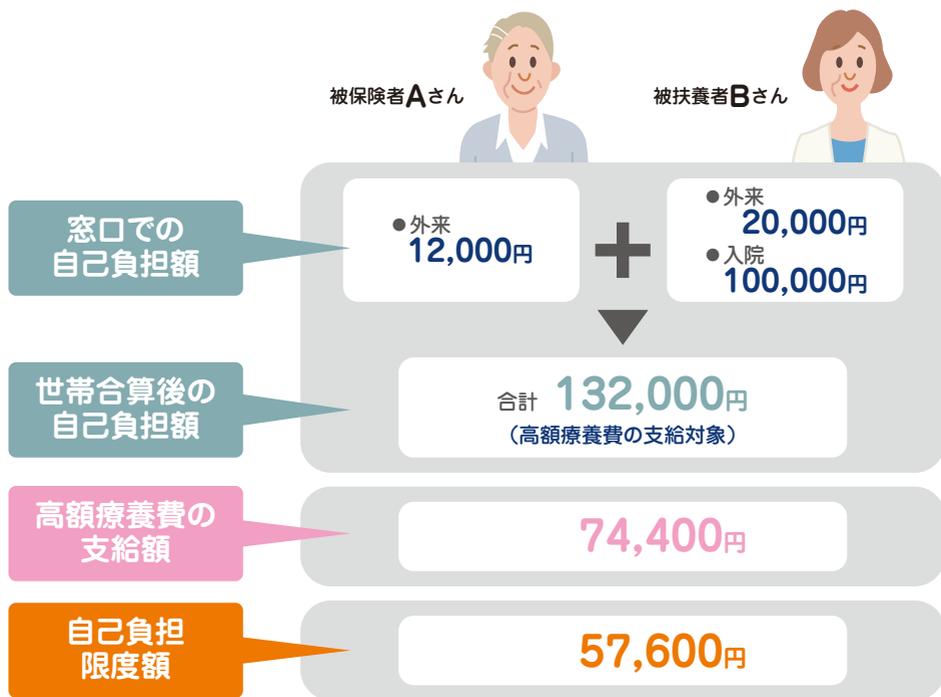
さらに負担が軽減されるしくみ

●世帯合算

1人1回分の窓口負担では自己負担限度額を超えない場合でも、複数の受診や、同じ世帯にいる他の方（同じ健康保険に加入している方に限りません）の受診について、窓口でそれぞれ支払う自己負担額を1ヵ月単位で合算することができます。その合算額が一定額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されます。

※ ただし、70歳未満の方の受診については、1ヵ月21,000円以上の自己負担額*2のみ合算されます。

例 同じ世帯にいるAさんとBさんの場合 【どちらも72歳で、所得区分が一般（年収約156万円～約370万円）】

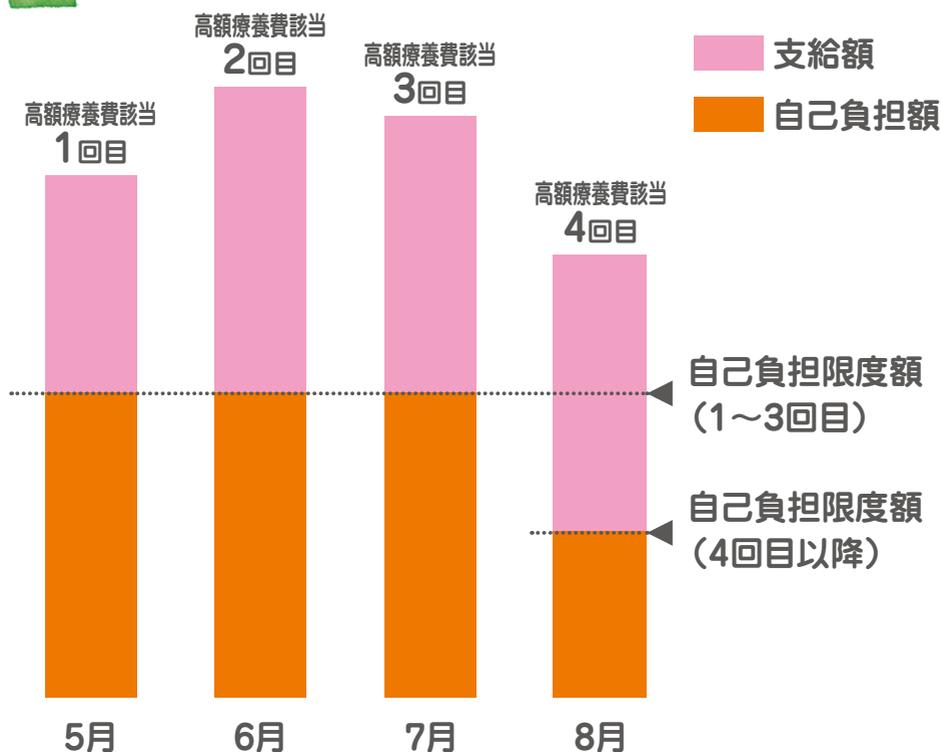


*2 1ヵ月の自己負担額は医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来に分けて計算されます。なお、医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合、薬局で支払った自己負担額を処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。

●多数回該当

過去12ヵ月以内に3回以上、高額療養費制度に該当した場合は、4回目以降は「多数回」該当となり、自己負担限度額がさらに低くなります。

例



●高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、1年間（毎年8月1日から翌年の7月31日）にかかった医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

※その他、医療費負担が軽減される制度についてはp.10をご参照ください。

自己負担限度額

高額療養費制度の自己負担限度額は、年齢、所得によって区分されています。

●70歳未満の方の場合

同一月（1日～末日）の自己負担額を、受診者、医療機関、外来・入院、医科・歯科別に、21,000円以上のものを合計します。

| 所得区分 | ひと月あたりの自己負担限度額 | 高額療養費 該当4回目以降 の自己負担 限度額*3 |
|--|----------------------------------|------------------------------------|
| 年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得901万円超 | 252,600円 + (医療費-842,000) × 1% | 140,100円 |
| 年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得600万円超～901万円 | 167,400円 + (医療費-558,000) × 1% | 93,000円 |
| 年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得210万円超～600万円 | 80,100円 + (医療費-267,000) × 1% | 44,400円 |
| ～年収約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| 住民税非課税者 | 35,400円 | 24,600円 |

*3 p.7「多数回該当」をご参照ください。



●70歳以上の方の場合

同一月（1日～末日）にかかったすべての自己負担額を世帯単位で合計します。自己負担額は、外来のみの場合と入院がある場合でそれぞれ設定されています。

| 所得区分 | 外来 (個人ごと) | ひと月あたりの 自己負担限度額 (世帯ごと) | 高額療養費 該当4回目 以降の 自己負担 限度額 ^{*3} |
|---------|---|------------------------------|--|
| 現役並み | 年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得690万円以上 252,600円 + (医療費-842,000) × 1% | | 140,100円 |
| | 年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得380万円以上 167,400円 + (医療費-558,000) × 1% | | 93,000円 |
| | 年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得145万円以上 80,100円 + (医療費-267,000) × 1% | | 44,400円 |
| 一般 | 年収約156万円～約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得145万円未満等 18,000円 (年間上限) 14.4万円) | 57,600円 | 44,400円 |
| 住民税非課税等 | II 住民税非課税世帯 | | 24,600円 |
| | I 住民税非課税世帯 ・所得が一定以下 (年金収入80.67万円以下等) | 8,000円 | 15,000円 |

医療費負担が軽減されるその他の制度

●付加給付制度

一部の健康保険組合や共済組合では、自己負担額が、p.8・9に記載の自己負担限度額より低い場合でも、付加給付として独自に医療費を助成している場合があります。

各組合が独自に、任意で定める制度のため、制度の有無や給付額や手続きの方法などは様々です。制度利用の可否や詳細については、ご加入の健康保険組合の窓口にお問い合わせください。

●医療費控除

1年間（1月1日から12月31日）に支払った同じ世帯内の医療費の負担額が一定額を超えた場合、確定申告をすることで所得税の減額（還付）が受けられる制度です。

通院のための交通費、入院時の食事負担など、高額療養費制度の対象とならない費用も、医療費控除では医療費として合算できます。

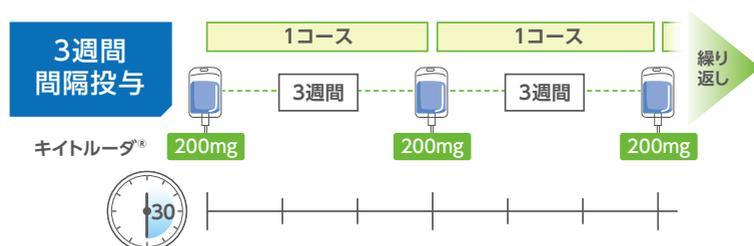
手続きなど、制度の詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

キイトルーダ[®]による治療

- キイトルーダ[®]は、がんの治療に使われるお薬です。
- 3週間または6週間ごとに30分間かけて静脈に点滴投与します。

キイトルーダ[®]を3週間間隔で投与する場合

●治療スケジュール

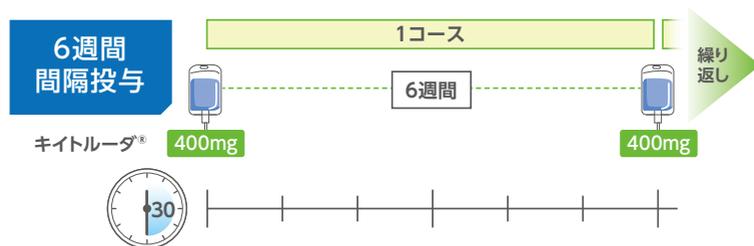


●年間投与回数

3週間間隔投与では、1ヵ月に1回または2回の投与となり、年間の投与回数はおよそ16～18回となります。

キイトルーダ[®]を6週間間隔で投与する場合

●治療スケジュール



●年間投与回数

6週間間隔投与では、1ヵ月に1回投与する月と投与しない月があり、年間の投与回数はおよそ8～9回となります。

治療スケジュールについては主治医の指示に従ってください。

キイトルーダ[®]による治療中の自己負

キイトルーダ[®]を3週間ごとに投与する場合：

キイトルーダ[®]は3週間ごとに200mgを投与しますので、1ヵ月に1回または2

●70歳未満の方の場合

| 所得区分 | ひと月あたりの自己負担額 | | 高額療養費該当 4回目以降 ^{*3} |
|--|------------------------|------------------------|--------------------------------|
| | 1ヵ月に1回投与 | 1ヵ月に2回投与 | |
| 年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得901万円超 | 119,680円 ^{*4} | 239,350円 ^{*4} | — ^{*4} |
| 年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得600万円超～901万円 | 119,680円 ^{*4} | 169,800円 | 93,000円 |
| 年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得210万円超～600万円 | 81,420円 | 85,410円 | 44,400円 |
| ～年収約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得210万円以下 | 57,600円 | | 44,400円 |
| 住民税非課税者 | 35,400円 | | 24,600円 |

- ※ ・投与量：1回200mg
 ・薬 価：100mg：199,462円（2026年2月1日時点）
 ・キイトルーダ[®]の薬剤費のみが対象（診療費、併用薬の費用、検査費等は除く）

以上の条件にて算出しています。

実際に窓口でお支払いいただく金額とは異なります。

担額の例（1ヵ月あたり）※



回の投与になります。

● 70歳以上の方の場合

| 所得区分 | ひと月あたりの自己負担額 外来（個人ごと） | | ひと月あたりの自己負担額 （世帯ごと） | | 高額療養費 該当 4回目以降 ^{*3} | |
|---------|---|-----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------------------|-----------------|
| | 1ヵ月に 1回投与 | 1ヵ月に 2回投与 | 1ヵ月に 1回投与 | 1ヵ月に 2回投与 | | |
| 現役並み | 年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得690万円以上 | 119,680円 ^{*4} | 239,350円 ^{*4} | 119,680円 ^{*4} | 239,350円 ^{*4} | — ^{*4} |
| | 年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得380万円以上 | 119,680円 ^{*4} | 169,800円 | 119,680円 ^{*4} | 169,800円 | 93,000円 |
| | 年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得145万円以上 | 81,420円 | 85,410円 | 81,420円 | 85,410円 | 44,400円 |
| 一般 | 年収約156万円～約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得145万円未満等 | 18,000円 （年間上限 14.4万円） | | 57,600円 | | 44,400円 |
| 住民税非課税等 | Ⅱ 住民税非課税世帯 | 8,000円 | | 24,600円 | | |
| | Ⅰ 住民税非課税世帯 ・所得が一定以下 （年収収入80.67万円以下等） | | | 15,000円 | | |

*3 p.7「多数回該当」をご参照ください。

*4 キイトルーダ[®]の薬剤費のみでは高額療養費の対象となりませんが、キイトルーダ[®]投与に伴う医療費や同月内の医療費との合算によっては、高額療養費の支給対象となる可能性があります。

キイトルーダ[®]による治療中の自己負

キイトルーダ[®]を6週間ごとに投与する場合：

キイトルーダ[®]は6週間ごとに400mgを投与しますので、1ヵ月に1回投与する

●70歳未満の方の場合

| 所得区分 | ひと月あたりの自己負担額 | | 高額療養費 該当 4回目以降 ^{*3} |
|---|----------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| | キイトルーダ [®] 投与月 | キイトルーダ [®] 投与しない月 | |
| 年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得901万円超 | 239,350円 ^{*4} | 0円 | — ^{*4} |
| 年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得600万円超～901万円 | 169,800円 | 0円 | 93,000円 |
| 年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得210万円超～600万円 | 85,410円 | 0円 | 44,400円 |
| ～年収約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得210万円以下 | 57,600円 | 0円 | 44,400円 |
| 住民税非課税者 | 35,400円 | 0円 | 24,600円 |

- ※ ・投与量：1回400mg
 ・薬 価：100mg：199,462円（2026年2月1日時点）
 ・キイトルーダ[®]の薬剤費のみが対象（診療費、併用薬の費用、検査費等は除く）

以上の条件にて算出しています。

実際に窓口でお支払いいただく金額とは異なります。

担額の例（1ヵ月あたり）※



月と、投与しない月があります。

● 70歳以上の方の場合

| 所得区分 | ひと月あたりの自己負担額 外来（個人ごと） | | ひと月あたりの自己負担額 （世帯ごと） | | 高額療養費 該当 4回目以降 ^{*3} | |
|---------|---|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|------------------------------------|-----------------|
| | キイトルーダ [®] 投与月 | キイトルーダ [®] を 投与しない月 | キイトルーダ [®] 投与月 | キイトルーダ [®] を 投与しない月 | | |
| 現役並み | 年収約1,160万円～ 健保： 標準報酬月額83万円以上 国保： 年間所得690万円以上 | 239,350円 ^{*4} | 0円 | 239,350円 ^{*4} | 0円 | — ^{*4} |
| | 年収約770万円～約1,160万円 健保： 標準報酬月額53万円～79万円 国保： 年間所得380万円以上 | 169,800円 | 0円 | 169,800円 | 0円 | 93,000円 |
| | 年収約370万円～約770万円 健保： 標準報酬月額28万円～50万円 国保： 年間所得145万円以上 | 85,410円 | 0円 | 85,410円 | 0円 | 44,400円 |
| 一般 | 年収約156万円～約370万円 健保： 標準報酬月額26万円以下 国保： 年間所得145万円未満等 | 18,000円 （年間上限） 14.4万円 | 0円 | 57,600円 | 0円 | 44,400円 |
| 住民税非課税等 | Ⅱ 住民税非課税世帯 | 8,000円 | 0円 | 24,600円 | 0円 | 24,600円 |
| | Ⅰ 住民税非課税世帯 ・所得が一定以下 （年金収入80.67万円以下等） | | | 15,000円 | 0円 | 15,000円 |

*3 p.7「多数回該当」をご参照ください。

*4 キイトルーダ[®]の薬剤費のみでは高額療養費の対象となりませんが、キイトルーダ[®]投与に伴う医療費や同月内の医療費との合算によっては、高額療養費の支給対象となる可能性があります。

高額療養費制度の詳細は
ご加入の健康保険組合などに
おたずねください。



Webサイトでもキイトルーダ®の情報がご覧になれます。

キイトルーダ®.jp <http://www.keytruda.jp/>



キイトルーダ®による治療を受けられる
患者さんご家族のための情報サイト

主な
コンテンツ

- キイトルーダ®について
- キイトルーダ®の治療の前に
- キイトルーダ®の治療スケジュールについて
- キイトルーダ®の特に注意すべき副作用
- キイトルーダ®治療解説動画



治療解説動画は、こちらの
QRコードからご視聴いただけます。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

パソコンからは、

キイトルーダ

で検索し、ご視聴ください。

